

## 令和7年度 第2回宇治市農業振興協議会 会議録

○開催日時：令和8年2月18日（水）午前9時15分～10時30分

○会場：うじ安心館 3階 ホール

○出席者：10名（8名欠席）

○傍聴者：0名

○報道関係者：1名

### <次第>

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 諮問 宇治農業振興地域整備計画の変更について
4. 会長挨拶
5. 議題  
諮問事項について
6. その他
7. 閉会

## 【会議内容】

### 1. 諮問

宇治農業振興地域整備計画の変更について松村市長より諮問

### 2. 議題

諮問事項について事務局より説明、質疑応答

### 3. その他

答申時期について事務局より説明

## 【質疑応答】(要旨)

### 諮問事項について

#### ○配布資料の数値について

委員：参考資料のP 8について茶の1 aあたり出荷額は適正か。

事務局：令和7年度の茶市場止市時点での宇治市産の宇治碾茶の平均価格を元に試算したもの。

事務局：令和5年4月に試算した時には1,300万円の農業生産額だった。この間、米と茶が値上がりしていることの結果と推測される。

#### ○除外農地について

委員：資料P 7に示された除外農地は、今後将来にわたってこの計画に参入しないのか。

事務局：地域未来投資促進法の特例措置を活用して、産業用地として使用するために農振農用地を外すことができるものであり、今回示した除外農地は、産業用地に使用されないため農振除外はできない。

事務局：将来にわたって営農するという希望。ポンプで水の供給をしていく。これまでどおり田をしたいという意向。今後も転用しない。

#### ○南側の農地(除外エリア)について

委員：今回農振除外されるエリアに建物が建つことにより、南に残る農地の日照に影響はあるのか。

事務局：市街化調整区域のため、都市計画法上の地区計画によって建物等の規制を定める予定。11月に都市計画審議会に事前報告している地区計画案の内容は、当該エリアの高さ制限を45メートルとしている。日陰については、建物が農地に対して北側になるため営農に影響は及ばないものとする。

委員：95-1の位置に高い建物が建つと96-1は陰になる時間ができ

る。

事務局： 開発の条例手続き等の中で具体的な建築計画を確認し、農地に支障が出るような内容であれば、そうならないよう協力を仰ぐなど対応したい。

委員： もともと水はけが悪いところ。排水はどうなる。

事務局： A用地は田んぼより地上げをすることになると思われるが、緩衝帯として敷地境界から10mは建物や擁壁を設置できない内容で地区計画案の中に示しており、これにより法面となるものと思われるが、その法面も含め企業側の敷地の排水は南側農地には入らないよう対処することも地区計画案の中に示している。

委員： 田んぼ自体の排水はどうか。

事務局： 南側から排水する計画としている。

委員： もとからこの農地を耕作していたのか。

事務局： 代替農地として南エリアに集約して調整した。

委員： 環境も変わるので耕作しにくくなる可能性も考えられる。不満が出たり、農地を手放したいと言われる可能性もある。

委員： これだけの期間をかけての計画であるため、営農の意思も固いと推測される。

#### ○土地利用について

委員： 周辺の環境は一変する。大きな影響がある。当該エリアにスーパーができるのではという噂があるとも聞く。

事務局： 都市計画の規制を、ものづくり、物流の建物に限定して定めており、農地の転用に当たっては、それ以外の用途で開発することはできない。

#### ○関係機関への意見聴取の結果について

委員： 意見を聞いた結果を知る機会はあるか。

事務局： 意見聴取の結果を踏まえ、意見に対する対応などの説明を事務局から各機関にしたうえで、了承が得られたら、答申案をまとめて次回の協議会を開催する。

委員： 農業委員会はその後か。

事務局： 農地転用はさらに後。農振除外が済んだ後に農地転用を農業委員会にはかる。

#### ○協議会開催後の意見について

委員：協議会の後に意見があったらどうしたらよいか。

事務局：事務局（農林茶業課）で承る。

以上